

第57回河川保全利用委員会における議事整理表

議事	第57回河川保全利用委員会(R1.11.26)議事内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第57回委員会での結果(各委員から出された意見の提案・助言)	備考
4. 議事 1)第56回委員会活動の整理事項	●事務局から「資料-2 第56回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。	—	
2)審議対象公園の許可状況	●「資料-3 審議対象公園の許可状況」にて事務局から説明を行い、承認した。	—	
3)野洲川ふれあい広場の更新申請に係る意見の提案・助言	<ul style="list-style-type: none"> ●(1)占用許可申請説明書の説明 河川管理者から「資料-6野洲川中洲親水公園占用許可申請説明書の概要書」の説明を受けて意見の提案・助言を行った。 ●(2)審査結果一覧表の説明 河川管理者から「資料-7野洲川中洲親水公園審査結果一覧表」の説明を受けて意見の提案・助言を行った。 ●(3)更新申請に係る意見の提案・助言 	◆ 委員会では出された意見をもとに、河川管理者が判断し占用許可更新申請に対し審査を行う。	
4. 委員会の今後のスケジュール	●「資料-6 審議対象となる野洲川占用施設一覧」により説明を受けた。	—	
5. 一般傍聴者からの意見聴取	なし	—	
6. その他	なし	—	

審議対象公園の許可状況について

■令和2年度委員会審議対象公園

①野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）

令和 2年 9 月 28日 野洲市・守山市より占用許可申請

令和 2年 12月 8日 許可処分（国近整髹占調河占第43号）

（許可書交付時に河川管理者より、委員会意見に基づく内容を指導した）

②野洲川中洲親水公園（守山市）

令和 3年 1月 14日 守山市より占用許可申請

令和 3年 3月 許可処分 **審査中**

（許可書交付時に河川管理者より、委員会意見に基づく内容を指導予定）

野洲川中洲親水公園に係る占用更新許可の判断について

野洲川中洲親水公園は、第５７回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、自然環境の保全・再生の観点等から、

- 日常的な公園の利用、特に平日における利用実態把握の必要性
- 安全な公園利用に資するための注意喚起表示の（全掲示板へ）掲示
- 占用者による施設及び周辺における生物生育の実態把握のための、各種環境調査資料の活用
- 親水性の高い公園であり地元だけに限らず幅広い利用促進が図れるよう、占用者からの発信の重要性

などについて、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご指導をいただいたところである。

一方で、本施設は、地域住民等から様々な河川空間としての利用がなされ施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の保全に一定の配慮をした維持管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等に概ね沿った形での公園占用であり、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考えます。

このため、占用者に対して、第５７回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第２４条（土地の占用の許可）の審査基準である「河川敷地の占用許可について」（平成１１年８月５日付け建設省河政発第６７号、最終改正平成２８年５月３０日国水政第３３号）の（別紙）河川敷地占用許可準則、第五（占用許可の基本方針）に基づき審査した結果、占用者には環境の再生・保全に関して、下記の取組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を５年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占用者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

- ・ 日常的な施設の利用状況・利用実態把握の実施
- ・ 安全な利用のための注意喚起や、施設利用ルール表示の（全掲示板へ）掲示
- ・ 占用区域及び周辺での生態系の実態把握。
- ・ 親水性の高い公園施設の幅広い利用促進に資する占用者からの発信等の実施

	野洲川立入河川公園 [守山市]	野洲川運動公園 [栗東市]	野洲川河川公園 [野洲市]
整備の経緯・利用状況	対象施設は、平成3年10月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。 占用施設は、散策広場、クレイ広場、芝生広場、バスケットコート、グラウンドゴルフ場、グラウンドが設置されている。施設利用形態は、クレイ広場及び芝生広場が有料施設であり、無料施設のうち利用者の多いグラウンドゴルフ場は利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理業務の委託により維持管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。 施設利用者数は、年間約4万6千人(平成26年度)でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。	対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月から野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあったことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。 占用施設は、グラウンドゴルフ場、芝生広場、テニスコート、ソフトボール場、多目的広場、陸上競技場が設置されている。施設利用形態は、多目的広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。 施設利用者数は、年間約7万2千人(平成26年度)でソフトボール場の利用者が約3割と最も多い。	対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月から野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。 占用施設は、芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場が設置されている。施設利用形態は、芝生広場及び健康広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。 施設利用者数は、年間約7万人(平成26年度)でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。
委員会の判断	当委員会は、基本理念である「川でなければならない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえ、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えます。	当委員会は、基本理念である「川でなければならない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえ、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えます。	当委員会は、基本理念である「川でなければならない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえ、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えます。
要望事項	① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。 ② 河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。 ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。 ④ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。 ⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。 ⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。	① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。 ② 河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。 ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。 ④ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。 ⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。 ⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。	① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。 ② 河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。 ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。 ④ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。 ⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。 ⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。
取組状況の中間報告	要望事項①：ミニ四駆広場の舗装の自然化の方針を決め、予算要求を行っておりますが、現状では予算の確保ができていません。引き続き財政局へ予算確保について要望を継続しつつ、年次的な直営作業も検討していきます。 アレチウリ・ナガエツルノゲイトウ・オオキンケイギクについては公園範囲への影響は特に確認されておりません。引き続き通常の維持管理を行い、河川事務所の指示を伺っていきます。 要望事項②：3市の公園施設の内、類似施設については3市ともに多くの利用があるため、早急な縮小・廃止は現実として厳しい状況にあります。3市で実施している協議を継続して進めていながら、併せて代替地についても検討を継続していきます。 要望事項③：緑化推進の活動において、課内で事務局を持っている緑の少年団の活動を活用し、河川の歴史や生き物等講話を行い、市内に3か所ある河川公園において年次的に実施し、事業のサイクル化を計画していきます。併せて、学校や幼稚園・保育園における校園外学習の機会を活用した連携について教育委員会や健康福祉部門との協議を行い、より効果的な事業についての検討をしていきます。 要望事項④：①でも取り上げたミニ四駆広場については、現在利用もなく、舗装の自然化の方針とし予算要求を行いましたが、予算化できておりません。引き続き財政局へ予算確保について要望を継続しつつ、年次的な直営作業も検討していきます。 要望事項⑤：緑化推進の活動において、課内で事務局を持っている緑の少年団の活動を活用し、河川の水辺観察(河川の成り立ちや生き物観察)や写生会等の活動を市内に3か所ある河川公園において年次的に実施し、事業のサイクル化を計画していきます。併せて、学校や幼稚園・保育園における校園外学習の機会を活用した連携について教育委員会や健康福祉部門との協議を行い、より効果的な事業についての検討をしていきます。※昨年は野洲川川田河川公園で実施し、今年度は野洲川立入河川公園で実施予定。	要望事項①：一部施設の自然化については、シェルター1基やインターロッキング138㎡等を撤去しました。特定外来生物の管理及び対応については、通常の維持管理を継続して行う中で、河川事務所の指示を伺います。 要望事項②：代替地の確保について、用地取得は農地転用や財政上の問題等により非常に困難な状況です。また、陸上競技場は陸上競技連盟公認の施設であり、代替可能な公共施設は他にはありません。3市の公園施設はともに多くの利用があり、特に休日は雨天以外満杯の利用率であるため、縮小・廃止は現実的には困難です。なお、共有化についての3市の調整協議は今後も継続していきます。 要望事項③：野洲川運動公園には野洲川に直接ふれあえるような安全な場所はなく、公園区域境界から水際の方は占用区域外であることと、危険であること等から、近づかないよう指導しています。しかし、川に直接ふれあえることはできないまでも、利用者や市民にとって自然を感じながら健康増進ができる空間としての利用を目指し、施設管理に取り組んでいきます。 河川環境に対する市民の関心を高めるための取組としては、市内の5河川において生物調査を行い、市民が河川に親しみ、自然環境の大切さについて学んでもらえるような事業を実施しています。他には、「ごみゼロ大作戦」として野洲川運動公園内の清掃活動を全市民に広報などで呼びかけ、多くの市民と共に実施し、環境整備を行っています。また、野洲川運動公園利用者に対しては、自然環境の保護についての啓発用看板を可能な範囲で設置したいと考えています。 要望事項④：使用されていない施設については①のとおり撤去しました。 要望事項⑤：本市の公園からは本川にアプローチできるような場所はなく、危険であるため直接川とふれあうことは難しいですが、③でも述べた取組を進めたいと考えています。	要望事項①：第四工期の老朽化した構造物(グラウンドゴルフ場内の固定式ベンチ)については一部撤去を検討しています。 また、特定外来生物の管理及び対応については通常の維持管理を行う中で、河川事務所の指示を伺います。 要望事項②：委員会からの意見書を受け代替施設として野洲川北流側帯における公園整備の検討を進めていたが、当該土地の整備にボランティアとして携わっている市民団体の反対もあり、計画の廃止を余儀なくされました。 現在、3市の公園施設のうち類似施設はあるもののそれぞれに多くの利用があるため、早急な縮小・廃止は現実的には難しい状況ですが、3市で実施している協議の場については継続していきます。 要望事項③：野洲市では野洲市環境基本計画に基づき、家棟(やのむね)川等を環境学習の場として生物の生態調査等、河川環境に対する市民の関心を高める取組を行っています。野洲川河川公園については野洲川に安全に降りるルートが確保されていない等、ハード面での課題を抱えていますが、野洲川に隣接した自然豊かな環境での活動を通して今後とも市民の健康増進に寄与する公園としての利用を考えています。 要望事項④：第二工区及び第四工期については利用者の少なくなっている構造物(シェルター)があるため、老朽化の際に一部撤去を検討しています。 要望事項⑤：野洲市では野洲市環境基本計画に基づき、家棟(やのむね)川等を環境学習の場として生物の生態調査等、河川環境に対する市民の関心を高める取組を行っています。野洲川河川公園については野洲川に安全に降りるルートが確保されていない等、ハード面での課題を抱えていますが、野洲川に隣接自然豊かな環境での活動を通して今後とも市民の健康増進に寄与する公園としての利用を考えています。

	野洲川立入河川公園〔守山市〕	野洲川運動公園〔栗東市〕	野洲川河川公園〔野洲市〕
過去の審議経緯	<p>【平成19年度 占用許可期限更新に関する審議】 ■意見書（平成20年3月19日）の意見と要望事項</p> <p>○意見</p> <p>当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考え。これについては前回意見書（平成20年3月19日付け）において、代替地確保、施設の縮小・廃止の検討を要すること、特に施設の縮小・廃止については野洲市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進めるよう意見を付していたところである。</p> <p>申請者は代替地の検討を行っており、代替地の購入が困難であることは理解できるが、引き続き検討を要するものと考え。また、類似施設の共有化に係る協議の場が持たれたことは評価できるが、河川敷保全の趣旨を十分把握して検討を進める必要があると考える。</p> <p>また、前回意見書で一部施設の自然化への取組みを求めた点については、バスケットボール場は引き続き舗装形態で利用したい、駐車場の非舗装化は次回改修時まで猶予してほしいとしている。バスケットボール場の自然化については引き続き検討を要するものと考え。駐車場の自然化は、河川敷保全の趣旨を十分把握し、遅くとも次回改修時までには完了させる必要があると考える。</p> <p>一方、川に活かされた利用の取組みを求めた点については、一部の小学校が総合的な環境学習を実施している点は評価できるが、十分とは言えない。</p> <p>さらに、前回意見書で利用されていない施設、過剰であると考えられる構造物の撤去を求めた点については、利用されていない循環式便所を撤去するとしており、これについては速やかに撤去していただきたい。</p> <p>○要望事項</p> <p>①一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、バスケットボール場のハードコート、駐車場のアスファルト舗装等をいう。</p> <p>「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。</p> <p>「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。</p> <p>②施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。</p> <p>グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、グラウンドの共有化、縮小・廃止及びバスケットボール場の縮小・廃止を検討されたい。</p> <p>③「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。</p> <p>④上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。</p> <p>⑤利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。</p> <p>【平成23年度 占用許可期限更新に関する審議】 ■意見書（平成24年3月15日）の意見と要望事項</p> <p>○意見</p> <p>当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考え。これについては前回意見書（平成20年3月19日付け）において、代替地確保、施設の縮小・廃止の検討を要すること、特に施設の縮小・廃止については野洲市、守山市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進めるよう意見を付していたところである。</p> <p>申請者は代替地の検討を行っており、代替地の購入が困難であることは理解できるが、引き続き検討を要するものと考え。また、類似施設の共有化に係る協議の場が持たれたことは評価できるが、河川敷保全の趣旨を十分把握して検討を進める必要があるものと考え。</p> <p>また、前回意見書で一部施設の自然化への取組みを求めた点については、陸上競技場、テニスコートは利用者の極端な減少等があれば自然化を検討する、駐車場は次回改修時に自然化としている。陸上競技場、テニスコートの自然化については引き続き検討を要するものと考え。駐車場の自然化は、河川敷保全の趣旨を十分把握し、遅くとも次回改修時までには完了させる必要があると考える。</p> <p>一方、川に活かされた利用の取組みを求めた点については、清掃活動が行われている点は評価できるが、十分とは言えない。</p> <p>○要望事項</p> <p>①陸上競技場、テニスコートの自然化を引き続き検討させること。駐車場のアスファルト舗装の「自然化」を遅くとも次回改修時までには完了させること。</p> <p>②施設の縮小・廃止の検討については、今後も継続して野洲市、守山市と協議の場を持つとともに、河川敷保全の趣旨を十分把握した、類似施設の共有化による縮小・廃止の具体策を検討させること。</p> <p>③「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策を検討させること。</p> <p>④上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。</p>	<p>【平成19年度 占用許可期限更新に関する審議】 ■意見書（平成20年3月19日）の意見と要望事項</p> <p>○意見</p> <p>当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考え。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考え。</p> <p>このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的な行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、野洲市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。</p> <p>○要望事項</p> <p>①一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、陸上競技場のウレタン舗装、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。</p> <p>「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。</p> <p>「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。</p> <p>②施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。</p> <p>グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので、継続使用とし、陸上競技場、ソフトボール場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。</p> <p>③「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。</p> <p>④上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。</p> <p>⑤施設の維持管理において、除草剤・殺虫剤の使用を直ちに中止させること。</p> <p>⑥利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。</p> <p>【平成23年度 占用許可期限更新に関する審議】 ■意見書（平成24年3月15日）の意見と要望事項</p> <p>○意見</p> <p>当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考え。これについては前回意見書（平成20年3月19日付け）において、代替地確保、施設の縮小・廃止の検討を要すること、特に施設の縮小・廃止については野洲市、守山市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進めるよう意見を付していたところである。</p> <p>申請者は代替地の検討を行っており、代替地の購入が困難であることは理解できるが、引き続き検討を要するものと考え。また、類似施設の共有化に係る協議の場が持たれたことは評価できるが、河川敷保全の趣旨を十分把握して検討を進める必要があるものと考え。</p> <p>また、前回意見書で一部施設の自然化への取組みを求めた点については、陸上競技場、テニスコートは利用者の極端な減少等があれば自然化を検討する、駐車場は次回改修時に自然化としている。陸上競技場、テニスコートの自然化については引き続き検討を要するものと考え。駐車場の自然化は、河川敷保全の趣旨を十分把握し、遅くとも次回改修時までには完了させる必要があると考える。</p> <p>一方、川に活かされた利用の取組みを求めた点については、清掃活動が行われている点は評価できるが、十分とは言えない。</p> <p>○要望事項</p> <p>①陸上競技場、テニスコートの自然化を引き続き検討させること。駐車場のアスファルト舗装の「自然化」を遅くとも次回改修時までには完了させること。</p> <p>②施設の縮小・廃止の検討については、今後も継続して野洲市、守山市と協議の場を持つとともに、河川敷保全の趣旨を十分把握した、類似施設の共有化による縮小・廃止の具体策を検討させること。</p> <p>③「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策を検討させること。</p> <p>④上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。</p>	<p>【平成19年度 占用許可期限更新に関する審議】 ■意見書（平成20年3月19日）の意見と要望事項</p> <p>○意見</p> <p>当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考え。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考え。</p> <p>このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的な行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。</p> <p>○要望事項</p> <p>①一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。</p> <p>「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。</p> <p>「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。</p> <p>②施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。</p> <p>グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、陸上競技場、野球場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。</p> <p>③「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。</p> <p>④上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。</p> <p>⑤利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。</p> <p>【平成23年度 占用許可期限更新に関する審議】 ■意見書（平成24年3月15日）の意見と要望事項</p> <p>○意見</p> <p>当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考え。これについては前回意見書（平成20年3月19日付け）において、代替地確保、施設の縮小・廃止の検討を要すること、特に施設の縮小・廃止については守山市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進めるよう意見を付していたところである。</p> <p>代替地の検討が不十分である。また、類似施設の共有化に係る協議の場が持たれたことは評価できるが、河川敷保全の趣旨を十分把握して検討を進める必要があるものと考え。</p> <p>また、前回意見書で一部施設の自然化への取組みを求めた点については、テニスコート、駐車場の非舗装化は利用者の賛同を得られない、施設の改修等の機会に可能な範囲で自然化の取り組みを進めたいとしている。自然化への取り組みについては、引き続き検討を要するものと考え。</p> <p>一方、川に活かされた利用の取組みを求めた点については、水路部に水とふれあえる取組みがされているが十分とは言えない。</p> <p>○要望事項</p> <p>①テニスコート、駐車場のアスファルト舗装の「自然化」を引き続き検討させること。</p> <p>② 施設の縮小・廃止の検討については、今後も継続して守山市、栗東市と協議の場を持つとともに、河川敷保全の趣旨を十分把握したうえで、類似施設の共有化による縮小・廃止の具体策を検討させること。</p> <p>③「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策を検討させること。</p> <p>④上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。</p>

占用許可申請説明書対比一覧 及び 占用許可申請説明書に対する河川管理者の見解・評価 【野洲川立入河川公園(守山市)】、【野洲川運動公園(栗東市)】、【野洲川河川公園(野洲市)】

区分	基本的事項	(審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川運動公園(栗東市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川河川公園(野洲市) 占用許可申請説明書(原文)	説明書に対する河川管理者の見解・評価(3公園共通)
区分A 【基本理念と基本方針等の検証】	A-1 基本理念に対する満足状況	●基本理念(案-2)の内容を満足しているか	A-1-1(1) 施設に対する地域住民や自治体からのニーズ	○野洲川改修で残された河畔林の歴史を考え三上山の眺望を楽しめる憩いの場としての利用 ○運動施設としての利用 ○栗東市野洲川運動公園と野洲川ふれあい広場との連続性 ○駐車場の確保 ○健康増進のための散策 ○豊かな自然環境を満喫できる利用 ○住民の憩いの場として存続(近隣住民・自治会)の要望がある ○運動施設としての存続(グラウンドゴルフ協会、運動施設利用者・団体)の要望がある ○バスケットコート利用者アンケート結果で、施設存続希望が多数あった	○野洲川運動公園は、市街化が進む栗東市において、市民が気軽に野洲川の自然を感じることができるスポーツ施設を兼ねた運動公園である。 ○整備に際しては、流域住民や施設利用者からの意見を反映し、議会の承認を得て整備した。また、野洲川運動公園が属する葉山学区でのまちづくり懇談会で、野洲川運動公園のスポーツ施設を更に拡充して欲しいという意見が多数出ており、必要性の高い施設である	●本施設は、NPO法人YASUほほえみクラブを指定管理者として指定しており、公園利用者の自主活動を促進し、地域に密着した身近な体育・レクリエーションの場として、障がい者駅伝、グラウンドゴルフの月例会、テニススクールなど、地域内外から多くの来訪者がある。 ●スポーツ競技団体(野洲市テニス協会、野洲市野球協会、野洲市ソフトボール協会、野洲市グラウンドゴルフ協会、YASUほほえみクラブ)からの要望書により、施設の整備、存続、利用に関する要望が寄せられており、地域住民等による本施設に対する必要性の高さがうかがえる。 ●年間約53,000名強の利用者に利用されており、施設の整備、利用、存続を求める声は大きい。 ●近年の健康志向の高まりによる余暇需要の増加などに伴い、高齢者の多数の利用が見込まれる。	○多数の利用者に利用され、多様な利用が認められる。 ○地域や各団体、自治体等から存続等の強い要望がある。 ○公園施設のうち、特定目的施設(野球場、陸上競技場等の運動施設)は「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とはいえないが、一部施設(※)において河川空間とふれあえる利用(散策、ジョギング、サイクリング等)がある。また、各公園により差はあるが、環境を推進する場等として一定の利用や工夫がされている。 (※)一部施設 ・野洲川立入河川公園(守山市):散策広場、クレイ広場(多目的広場)、園路等 ・野洲川運動公園(栗東市):河畔林(松林)、多目的広場、芝生広場、園路等 ・野洲川河川公園(野洲市):芝生広場、健康広場、園路等
			A-1-1(2) 施設における多様な利用状況	○散策、ピクニック、野球、サッカー、グラウンドゴルフ、バスケットボール、演奏、自然観察など、特定目的の運動施設(グラウンド)や自由利用のスペースを問わず多様な利用が行われている。	○広大な公園敷地の傍らには、三上山の眺望を背景に野洲川が流れ、自然散策等健康増進のための河川空間として、川が持つ安らぎや癒しなどの他の公園では充足できない心身の機能回復など、川からのエネルギーを享受できる公園として多くの市民に利用されている。 ○施設は、占用区域周辺の自治会や団体が開催する運動会やグラウンドゴルフ大会などに利用され地域活動の活性化に役立っている。 ○公園内各競技施設では、さまざまな競技の広域的な大会や事業が開催されており、スポーツ競技による盛んな交流が生み出す人とのつながりを提供する場となっている。特に、野洲川運動公園の地形を利用し1周を10kmとして野洲川沿いを駆け抜けるクロスカントリー競技では、野洲川と三上山を背景に駆け抜けることができる人気の競技で、老若男女多数の参加者があり親しまれている。 ○また河畔林(松林)や多目的広場といった有料施設以外の施設では、散策やジョギング等の自由利用が行われている。	●陸上競技場や、野球場の運動施設は、地域の利用者の親睦や交流大会などが開催されている。毎年、12月には障がい者参加の「びわ湖若狭駅伝大会」が開催され、令和元年度の第7回大会では550人の参加があり、生涯スポーツの推進に貢献している。 その他、地域住民によるグラウンドゴルフ大会(10団体)、ソフトボール大会(約60人)、企業(京セラ)の大運動会(約1,200人)、散歩、散策、スポーツ、サイクリング、ジョギング、グラウンドゴルフの月例会(100人/月)、テニススクール(約500人)など多様な利用がされている。 ●特定目的の施設以外は、散策やジョギングなど河川空間にふれあえる自由利用を行っている。	○河川敷を占有することで、治水や防災、管理(樹林化抑制等)に寄与することから、淀川水系河川整備計画の趣旨や基本理念(案-2)を著しく逸脱しているとはいえないと考える。
			A-1-1(3) 環境学習の推進の場等としての利用状況	○小学校等教育機関からの問い合わせ等について本公園の利用の推奨 ○守山市緑の少年団による河川学習会の実施 ○地元小学校(守山市立立入が丘小学校)での「総合的な環境学習」という授業が3年生以上からあり、河川公園の利用があります。毎年数回は実施していますが、他事業との兼ね合いもあり不定期です。ただし、身近に自然にふれあえる場として公園存続の希望があります。	○市民の河川環境に対する関心を高めるための環境美化活動として、「ごみゼロ大作戦」を野洲川河川敷において多くの市民との協働で実施している。平成26年5月25日に実施されたごみゼロ大作戦(※当該年のみ実施)では、野洲川運動公園にて148名の参加があり、120kgの廃棄物の回収を行うことができ、多くの市民に河川環境への理解を高めることが出来た。 ○既設の案内看板を通じて、野洲川の自然や生物の生息環境を感じ河川空間に親しめる工夫をしている。 ○今後も引き続き、野洲川の自然環境に関する啓発活動を機会あるごとに実施する。	●前田水路樋門は、小さい子供でも簡単に近づくことができるため、安心して生き物観察ができる。野洲小学校の生徒や学童保育も散歩に訪れている。	

【参考】淀川水系河川整備計画(H21.3.31)抜粋 (p90、「4.5.2(6)川らしい河川敷の利用(抄)」)
(6)川らしい河川敷の利用
河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。
ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に配慮しながら検討を進めることとする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があることをふまえ、また、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断することとする。

【参考】基本理念(案-1)
川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境にも育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。
こうした認識の下で、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。

【参考】基本理念(案-2)
川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、人々が利用する場であり、地域固有の風土・文化を形成してきた場である。それを将来にわたって保全していくためには、住民や自治体が、地域の特性や実情に応じた手法で、川を守るという人と川とのつながりを構築していくことが求められる。
そのため「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体からのニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。環境学習を推進する場等の観点を含めて利用を推進する。以上を河川敷利用の基本理念とする。

区分	基本的事項	(審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川運動公園(栗東市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川河川公園(野洲市) 占用許可申請説明書(原文)	説明書に対する河川管理者の 見解、評価(3公園共通)	
<p>【参考】基本方針(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。</p> <p>【参考】基本方針(1)' 自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。</p>	A-2	●基本方針の6項目を満足しているか	A-2-1(1) 基本方針(1)関係	<p>①河川環境の保全、修復に資する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センターへ通年の維持管理を委託 ○グラウンドゴルフ協会による定期清掃(ボランティアによる作業実施) ○園路の舗装色は景観に配慮し自然色にしています ○在来樹木残し公園に取り込んでいます ○公園をきれいに保つよう啓発看板を設置しています ○守山市緑の少年団による河川学習会の実施 ○地元小学校での「総合的な環境学習」という授業が3年生以上からあり、河川公園の利用があります。毎年数回は実施していますが、他事業との兼ね合いもあり不定期です。ただし、身近に自然にふれあえる場として公園存続の希望があります。 ○シルバー人材センターへの通年の維持管理委託で実務をしているのは地元住民です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園施設が諸事情で廃止になり占用する必要がなくなった時に、自然環境の修復・復元が早期に可能なように、比較的容易に撤去できる構造物で整備している。 ○自然素材を用いた舗装・景観に配慮した舗装色の採用。(駐車場の舗装を行っている) ○管理作業に際しては作業車両は極力高水敷作業道を通行せずに、原則、堤防天端道路を通行することとしている。やむなく高水敷作業道を通行する場合は、自然への影響を配慮し低速で走行している。また、維持管理で除草剤や殺虫剤等は使用していない。 ○駐車場については、アスファルト舗装が劣化した場合は、舗装の打ち換えをせずにアスファルトを撤去し非舗装の駐車場とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●殺虫剤、殺菌剤、除草剤未使用など、自然環境(水質、生態系等)に悪影響を与えないように配慮した取り組みや維持管理を行っている。 ●(駐車場)舗装の補修について検討しており、予算確保できれば実施の予定である。 	○現状の河川環境に悪影響を与えないよう、一定の配慮をした維持管理が行われている。	
				<p>②治水に資する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園施設の構造物は、洪水時に治水上の支障を生じさせないよう必要最小限の施設としている ○洪水時等の非常時に備えて「守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱」を定めている ○公園として適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制することにつながっており、治水面での流下能力の維持などに貢献している 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園内の施設整備・施設管理に際して治水面への影響が生じないように、事前に琵琶湖河川事務所に確認したうえで実施している。 ○公園施設の構造物(工作物)は、洪水時に治水上の支障を生じさせないように転倒式や可搬式で整備している。 ○洪水時等の非常時に備えて「栗東市野洲川運動公園管理要綱」を定め、野洲川水位上昇時には、要綱により施設内工作物を押し倒しや撤去する。なお、工作物の撤去にあたっては、毎年出水期前に琵琶湖河川事務所の指導のもとに、市職員及び重量工作物搬出委託業者による撤去訓練を実施している。 ○占用地を公園として適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制することにつながっており、治水面での流下能力の維持や、河川管理面での河川管理施設などの監視・巡視時の視界の確保などに貢献している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の構造物(工作物)は、洪水時に治水上の支障とならないよう、必要最小限の整備となっている。 ●施設の構造物(工作物)は固定式で、治水上支障が生じない構造となっている。 ●施設の構造物(工作物)のうち、洪水時に治水上の支障となる構造物は転倒式(又は可搬式)構造で整備しており、洪水の事前に構造物の転倒(又は撤去)している。 ●施設が存在(占用)しこれを適切に維持管理することで、河川内の樹林化が抑制され、河積阻害の排除(流下能力の維持)につながる。 	○公園施設内の工作物は治水上支障がない構造であり、問題はない。	
				<p>③河川管理に資する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園として適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制することにつながっており、河川管理面での河川管理施設などの監視・巡視時の視界の確保などに貢献している 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設を適切に維持管理することで、河川内の樹林化の抑制や河川巡視時における河川管理 施設等の視界の確保につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設を適切に維持管理することで、河川内の樹林化の抑制や河川巡視時における河川管理施設等の視界の確保につながる。 	○河川管理に資する取り組みが行われている。	
				<p>④利水に資する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○占用区域とその周辺の河川水質・底質・地下水・河川伏流水に影響を与える施設はなく、維持管理で除草剤や殺虫剤等は使用してません。 	<ul style="list-style-type: none"> ●除草は実施していますが、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等は使用していない。 ●利水計画が無く、現在の施設配置等について、河川水質、取水量に影響を与える構造物等はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●除草は実施していますが、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等は使用していない。 ●利水計画が無く、現在の施設配置等について、河川水質、取水量に影響を与える構造物等はない。 	○既存の利水(水利使用)への支障は生じない。	
				<p>⑤利用に資する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○占有的使用の際は事前に申請書を提出いただき、不適切な利用を防ぐようにしている 	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者による巡視や禁止行為の指導の実施、禁止行為啓発看板の設置を検討し、秩序を維持し適正な利用の増進に寄与している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理による巡視や禁止行為の指導の実施、禁止行為啓発看板の設置を行い、秩序を維持し適正な利用の増進に寄与している。 	○秩序ある公園利用の維持に資する取り組みが行われている。	
	<p>【参考】基本方針(2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。</p>			A-2-2(2) 基本方針(2)関係	<p>①誰もが川とふれあえる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園として整備し、都市公園法、守山市都市公園条例に基づき誰もが自由に利用できる空間としている 	<ul style="list-style-type: none"> ○占有地の野洲川運動公園は、栗東市が目指している「スポーツを通じて豊かなスポーツライフを送れる社会の実現と健康で豊かな生涯スポーツのまちづくり」の一環として、広く市民に利用される都市公園(都市公園法に基づく)として整備してきた。 ○公園内の各施設は、誰もが野洲川に触れ合える場として、年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設として整備・管理しており、利用制限は設けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設利用などに関する広報、周知を市の広報誌やホームページなどで情報発信し、河川空間とふれあえる機会を増やす取り組みをしている。 ●施設は、水際へアプローチするためのスロープ、階段護岸などが(前田樋門付近のみ)整備されており、野洲川の水辺環境を誰でも容易に楽しむことができる。 ●施設は、都市計画公園として都市計画決定された都市施設であり、広く一般市民が常時利用することが可能であり、排他・独占的な利用は行われていない。 ●施設利用は有料であるが、使用申し込みを行う際の資格や要件を設定しておらず、誰でも利用を希望する者は申し込むことが可能である。 	○特定個人や特定団体による排他独占的な利用ではなく、だれもが利用可能である。
					A-2-3(3) 基本方針(3)関係	<p>①治水上の安全に配慮した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水時等の非常時に備えて「守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱」を定めている ○琵琶湖河川事務所と協議した上で構造物を設置しており、有事の際は、治水に支障のない形状にできる構造となっている ○琵琶湖河川事務所の指導の下、河川内工作物点検を毎年出水期前に実施している ○災害時に備えて河川内工作物撤去訓練を琵琶湖河川事務所立ち合いの元、実際に対応する業者により実施している 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然災害等に備えて、「野洲川運動公園管理要綱(平成28年6月改定)」を定めており、梅雨や台風等出水期の高水敷への浸水による工作物の流出を未然に防ぐため、市職員による工作物の撤去や野洲川運動公園内工作物撤去委託契約にて対応できる体制を構築している。 ○出水時の工作物の撤去を確実に実施できるように、琵琶湖河川事務所の指導の下で、野洲川運動公園内工作物撤去訓練を毎年出水期前に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●梅雨、台風等の出水時に備えて、野洲市水防計画、野洲市野洲川河川公園非常時における管理に関する内規を策定し、高水敷以上の水位上昇に備えた工作物の撤去体制を構築している。 ●毎年、出水期前に、高水敷に設置した工作物の撤去訓練を実施し、確実・迅速な撤去作業を行うための体制を構築している。 ●毎年、出水期前に工作物点検を実施し、洪水時に工作物が流出等しないよう損傷や不備がないか確認している。
	<p>【参考】基本方針(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものである。</p>				<p>②利用者の安全に配慮した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センターへ通年の維持管理を委託しており、地元シルバーにより、見回り、清掃、施設の点検、出入口の開閉、除草等を行っている ○グラウンドゴルフ協会により除草、コースの設置等、適切な運営が行われている ○公園をきれいに保つよう啓発看板を設置しています(写真添付) ○「守山市都市公園条例」「守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱」により管理しています 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の安全を確保するために、栗東市都市公園条例、指定管理者との基本協定書及び野洲川運動公園管理要綱にて公園の管理・運営を担う指定管理者の業務範囲を定め、事故等を防止するための保安警備に努めるなど、利用者が安心して利用できる環境を確保している。 ○利用者に対しては、花火や迷惑行為を禁止する注意看板を設置し、流域住民の安全に配慮している。 ○構造物については、場内巡回時に目視・触診にて安全性の確認をしている。また、公園内の遊具施設の安全点検については、毎年有資格者による安全点検を栗東市が実施している。 ○加えて高水敷の浸水が予想される場合、利用者に利用中止の声かけや注意喚起を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の管理は、野洲市野洲川河川公園の指定管理業務に関する年度協定書により、指定管理者が維持管理人員を確保・配置し、施設の老朽化、破損等に対応するための点検管理、施設内巡回、清掃、草刈り、利用に関する指導等を実施している。 ●利用に関する注意・禁止事項を示した看板を設置し、利用者の安全で快適な利用に努めている。 	○利用者の安全に配慮した取り組みがされている。
								<ul style="list-style-type: none"> ○高水時における危険性の周知について、河川管理者や各自自治体(占有者含む)などで構成される「地域安全協議会」を設立し、平常時における水防の意識付け(「水防災意識社会の再構築」)などに取り組んでいる。

区分	基本的事項	(審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川運動公園(栗東市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川河川公園(野洲市) 占用許可申請説明書(原文)	説明書に対する河川管理者の 見解、評価(3公園共通)
【参考】基本方針(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の状態への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。	A-2-4 基本方針(4)関係		①整備の整備範囲が必要最小限である根拠、理由等	○整備においては河川保全の観点から最小限の整備を心掛けており、琵琶湖河川事務所とも協議し、整備内容について承認を得た上で整備している	○公園施設の整備は、国等の基準に沿って適切な利用ができる規格のスポーツ施設等の整備を行っているが、今日の自然保護意識の高まりを受け、公園供用前の自然に近づけるように、整備の範囲を必要最小限としている。 ○栗東市のローンプレイフィールド(バタールゴルフ場)については、周辺において唯一の施設であったが、野洲市・守山市との利用検討会において協議を行い、整備範囲を必要最小限にするために廃止することとした。 ○今後も施設の利用者の変化の把握、利用者・市民からの意見・要望の集約を行い、施設利用のあり方と施設の統合・廃止の検討を進め、老朽化や利用者の極端な減少が顕著になれば、施設を縮小し自然化を進める。	●「特定目的をもった施設」(陸上競技場、野球場等)は、基準等に従い必要最小限の適正面積を確保している。 ●自由使用を主な目的とした施設は適正面積の基準がなく、必要最小限の根拠の提示が困難であるが、年間約2400人(芝生広場利用者数:R1)の利用者のニーズを満たすために必要な最小限の規模であると考えている。	○多くの利用者の利用に見合った規模であり、特別過度なものではないと考える。 ○公園として河川敷占用することで、治水、管理、防災に寄与することから、必要性が認められる。
			②供用前の状態への復元や整備資材の廃棄が容易となる工夫、取り組み	○利用のない施設は廃止している R1ミニ四駆広場(利用実績がないためかねてから廃止を検討しており、予算化できたことから実施しました 舗装撤去、川砂補充、整地をしました)	○公園施設の一部(バタールゴルフ場)については、利用者の減少が見られたことから、保全利用委員会の答申意見を尊重すべく施設の自然化を進めることとし、平成27年5月には施設などを撤去して芝生広場に再整備して自然環境への復元を行った。 ○駐車場については、アスファルト舗装が劣化した場合は、舗装の打ち換えをせずにアスファルトを撤去し非舗装の駐車場とする。	●施設の構造物(工作物)は必要最小限であり、構造物撤去が困難な工作物もないことから、供用前の状態へ復元することは容易である。 ●できる限り自然に近い占用をしているため、撤去した場合の復元は早い。	○撤去が著しく困難な構造物はなく、供用前の状態への復元は容易である。
			①利用が競合する場合の取り組み	○占有的使用の際は事前に申請書を提出いただき、利用が競合しないようにしている	○野洲川の占用地を整備・利用する野洲市、守山市、栗東市の三市で「野洲川河川敷利用検討会」を設け、野洲川河川敷に設置した運動施設の共同利用の調整会議を行い、三市の公園施設を記入した「野洲川河川敷共同利用マップ」を作成するなどの共同利用についての調整協議を継続している。 ○なお現在のところ、3市で共同利用に関する具体的な案は出されていない。 また利用の一時的集中による地域住民や利用者からの苦情や改善要望は寄せられていない。 ○野洲川運動公園の利用料金は、「公の文化・スポーツ施設および公民館の使用料金の改正に係る覚書」により、栗東市民のほか草津市、野洲市、守山市の市民が協調して利用できるように、同一使用料金としている。	●施設の近隣には、同様の機能を有する野洲川立入河川公園や野洲川運動公園が存在するため、利用が競合する場合は案内している。また、施設管理者と連絡調整会議(R1年度は12月)を開催し、共同利用に関する議題も含めて情報共有をしている。 ●市の野洲市都市公園条例により、施設内におけるイベント等の占有的使用を許可制とすることで、利用申し込みを調整でき、利用の集中が回避できる。やむを得ず利用が集中する場合は、イベント開催者に臨時駐車場や仮設トイレの設置、警備員の配置等を検討させる。(野洲川河川公園で花火大会をしていた時は、対岸の協力が必要なため調整を実施) ●屋外型施設(レクリエーション、スポーツ)のため、気候・天候・曜日などにより利用者数変動することから、指定管理者の広報やホームページで平日の利用等呼び掛け、利用の平準化に取り組んでいる。	○各公園ごとに、利用が競合しないよう調整できる取り組みがある。
			①多数の人々に利用されている状況(又は多数の利用が想定される根拠)	○散策、ピクニック、野球、サッカー、グラウンドゴルフ、バスケットボール、演奏、自然観察 ○年間利用者数約 名(令和 年度)	○占用地に整備した公園は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定し、昭和48年11月に占用許可を得て開設した。有料施設の年間利用者数は、平成29年度が98,159人、平成30年度が97,217人、令和1年度が66,584人(陸上競技場工事期間4月15日～8月30日)であり、都市計画公園として多くの市民に利用されている。 ○公園施設は野洲川の川畔林(松林)と一体として整備したため、適度な緑と澄んだ空気、野洲川の清流などの豊かな自然が形成され、市内随一の癒しの場、憩いの場として、多くの市民に利用されており、市街化の進む栗東市において、市民の心身の健康維持や福祉の向上にとって、この場所での公園が必要だと考えられる。 ○公園施設は、占用区域周辺の自治会や団体が開催する運動会やグラウンドゴルフ大会などに利用され地域活動の活性化に役立っています。 ○占用地の野洲川運動公園は、国道8号やJR守山駅から近いため、公園内各競技施設では、さまざまな競技の広域的な大会や事業が開催されており、スポーツ競技による盛んな交流が生み出す人とのつながりを提供する場になっている。特に、野洲川運動公園の地形を利用し1周を10kmとして野洲川沿いを駆け抜けるクロスカントリー-競技では、野洲川と三上山を背景に駆け抜けることができる人気の競技で、老若男女多数の参加者がある。	●年間の利用者数は約53,000名強であり、地域住民に存続を必要とされている施設である。	○数多くの利用者の利用がある。
			②地域住民や自治体からの、施設の存続(又は新設)要望	○住民の憩いの場として存続(近隣住民・自治会)の要望がある ○運動施設としての存続(グラウンドゴルフ協会、運動施設利用者・団体)の要望がある ○バスケットコート利用者アンケート結果で、施設存続希望が多数あった	「A-1-(1)施設に対する地域住民や自治体からのニーズ(施設の必要性)」のとおり。	●「A-1-(1)施設に対する地域住民や自治体からのニーズ(施設の必要性)」のとおり。	○地域や自治体等から存続の強い要望があると判断できる。 (※「A-1-(1)施設に対する地域住民や自治体からのニーズ」と同様。)
			③自然環境の保全に配慮した維持管理の取り組み	○車両が河川区域内に侵入できない構造としている ○作業では、小型車両で、低速走行を心がけている ○除草剤等薬剤は使用していない ○利用のない施設は廃止している(R1ミニ四駆広場:舗装撤去後、砂地として整地)	「A-2-(1)基本方針(1)関係、①河川環境の保全、修復に資する取り組み」のとおり。	●「A-2-(1)基本方針(1)関係、①河川環境の保全、修復に資する取り組み」のとおり。	○現状の河川環境に悪影響を与えないよう、一定の配慮をした取り組みが認められる。 (※「A-2-(1)基本方針(1)関係、①河川環境の保全、修復に資する取り組み」と同様。)
④施設が防災機能の役割を有している根拠、理由等	○平坦で広大な面積を有しているため、避難、復興、復旧の拠点として利用しやすいと思われる ○野洲川の高水敷は放置することで樹林化が進行する環境条件のため、高木が密に茂る可能性があり、樹林化の進行によって野洲川の洪水時に必要とされる流下能力が阻害される可能性がある ○占用地を公園として適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制することにつながっており、治水面での流下能力の維持や、河川管理面での河川管理施設などの監視・巡視時の視界の確保などに貢献している ○防災上の拠点指定ではなく、検討対象となっていない。	○野洲川運動公園は、市街化が進む栗東市において、市街地から近く、主要幹線道路からのアクセスも容易な位置にある運動公園であり平坦で広大な面積を有し、災害時の避難、復興の拠点として利用しやすい条件を有する。 ○野洲川の高水敷は放置することで樹林化が進行する環境条件のため、10年程度で高木が密に繁る可能性があり、樹林化の進行によって野洲川の洪水時に必要とされる流下能力が阻害される可能性があるが、公園として適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制することにつながっており、治水面での流下能力の維持や、河川管理面での河川管理施設などの監視・巡視時の視界の確保などに貢献しています。	●施設は市街地から近く、主要幹線道路からのアクセスも容易な位置にあり、災害時の避難、復興、復興の拠点として利用可能な条件を有しているため、災害時のヘリポートに指定されている。 ●高水敷を放置することで樹林化が進行(10年程度で高木が繁茂する可能性)し、洪水時に支障となることが懸念されるが、施設が存在(占用)しこれを適切に維持管理することで、河川内の樹林化が抑制され、河積阻害の排除(流下能力の維持)につながる。	○施設は、防災機能の一助を担っていると認められる。			

区分	基本的事項	(審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川運動公園(栗東市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川河川公園(野洲市) 占用許可申請説明書(原文)	説明書に対する河川管理者の 見解、評価(3公園共通)
A-3	前回意見を踏まえた河川管理者からの指導に対する取り組み状況	●前回意見書や委員会意見、河川管理者の指導等に真摯に取り組んでいるか	<p>前回意見書意見① 一部施設の「自然化」を行うこと。 現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。</p>	<p>R1ミニ四駆広場の廃止をしました 劣化箇所は適宜、修繕等対応しています 河川管理者との連携を密にし、特定外来生物と思われるものを発見した場合は対応をしています シルバー人材センターへの日常管理で特定外来種(主に植物:アレチウリ・オオキンケイギク等)の確認をしています</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見①に対する、守山市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「ミニ四駆広場の舗装の自然化の方針を決め、予算要求を行っておりますが、現状では予算の確保ができていません。引き続き財政当局へ予算確保について要望を継続しつつ、年次的な直営作業も検討していきます。 アレチウリ・ナガエツルノゲイトウ・オオキンケイギクについては公園範囲への影響は特に確認されておりません。引き続き通常の維持管理を行い、河川事務所の指示を伺っていきます。」</p>	<p>○入口広場にあるシェルターとブロック舗装を撤去し、山砂での埋め戻しを行った。 ○テニスコートなどの施設については、老朽化や利用者の極端な減少などが生じた場合には撤去して自然化を検討する。 ○劣化が進んでいた路面舗装は利用者の安全に配慮して改修を行った。(今後取り組む予定) ●施設の「自然化」は、老朽化や利用所の極端な減少が生じた場合に検討する。 ●特定外来生物の駆除について、琵琶湖河川事務所、利用者などと連携して取り組む。</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見①に対する、栗東市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「一部施設の自然化については、シェルター1基やインターロッキング138㎡等を撤去しました。 特定外来生物の管理及び対応については、通常の維持管理を継続して行う中で、河川事務所の指示を伺います。」</p>	<p>指導事項①「前回委員会(H27)以降、駐車場の舗装補修を行った実績無し」 老朽化した構造物は順次撤去を検討している。また、特定外来生物の管理及び対応については、引き続き通常の維持管理を行う中で、河川事務所の指示を伺う。</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見①に対する、野洲市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「第四期の老朽化した構造物(グラウンドゴルフ場内の固定式ベンチ)については一部撤去を検討しています。 また、特定外来生物の管理及び対応については通常の維持管理を行う中で、河川事務所の指示を伺います。」</p>	<p>○利用がない施設の廃止や、老朽化した工作物の撤去が行われている。 ○特定外来生物の駆除等については、河川管理者と占有者が連携して取り組んでいく。</p>
			<p>前回意見書意見② 河川敷に設置された他市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。</p>	<p>○調整会議を継続して実施しています 野洲川河川公園保全利用委員会3市調整会議 年1回程度(2021/01/13実施) (会議要旨) ・公園ごとに利用者はおり共有化は困難 ・縮小、廃止等は各市の状況により実施し情報共有する ・公園の利用状況および治水の観点から共有化、縮小、廃止による河川占用の廃止は不都合であり、このような調整会議の場の必要性を再検討いただきたい。</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見②に対する、守山市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「3市の公園施設の内、類似施設については3市ともに多くの利用があるため、早急な縮小・廃止は現実として厳しい状況にあります。3市で実施している協議を継続して進めていながら、併せて代替地についても検討を継続していきます。」</p>	<p>○野洲川の占用地を整備・利用する野洲市、守山市、栗東市の3市で「野洲川河川敷利用検討会」を設け、野洲川河川敷に設置した運動施設の共同利用についての調整協議を継続しており、共同利用を進める段階で施設の利用実態と利用者意見・要望から、共有化ならびに縮小の検討を継続していく予定である。(なお現在のところ、3市で共同利用に関する具体的な案は出されていない。) (今後取り組む予定) ●野洲市、守山市、栗東市の3市で設けた「野洲川河川敷利用検討会」において、施設利用の共同化、施設の縮小に関する協議を継続する。</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見②に対する、栗東市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「代替地の確保について、用地取得は農地転用や財政上の問題等により非常に困難な状況です。また、陸上競技場は陸上競技連盟公認の施設であり、代替可能な公共施設は他にはありません。3市の公園施設はともに多くの利用があり、特に休日は雨天以外満杯の利用率であるため、縮小・廃止は現実的には困難です。なお、共有化についての3市の調整協議は今後も継続していきます。」</p>	<p>指導事項② 野洲市みどりの基本計画を策定する中で、代替地の候補地を検討している。3市の公園施設のうち類似施設はあるもののそれぞれに多くの利用があるため、早急な縮小・廃止は現実的に難しい状況だが、3市で実施している協議の場については継続していく。</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見②に対する、野洲市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「委員会からの意見書を受け代替施設として野洲川北流側帯における公園整備の検討を進めていましたが、当該土地の整備にボランティアとして携わっている市民団体の反対もあり、計画の廃止を余儀なくされました。 現在、3市の公園施設のうち類似施設はあるもののそれぞれに多くの利用があるため、早急な縮小・廃止は現実的には難しい状況ですが、3市で実施している協議の場については継続していきます。」</p>	<p>○利用者が著しく減少している施設がなく、公園全体として多数の利用や存続等の強い要望があること、代替地の確保等が困難と認められること、公園として河川占用することで、治水、管理、防災に寄与することなどから、直ちに占用の縮小や廃止を求めるものではないと考える。 ○但し、共同利用に係る調整は、共有化に向けた取り組みの継続を望みたい。</p>
			<p>前回意見書意見③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。</p>	<p>○以下の具体策を計画しています ・問い合わせ等について本公園の利用の推奨 ・守山市緑の少年団(主催)での野洲川河川学習会の実施(毎年9月に実施R2年の参加者:20名)</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見③に対する、守山市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「緑化推進の活動において、課内で事務局を持っている緑の少年団の活動を活用し、河川の歴史や生き物等講話を行い、市内に3か所ある河川公園において年次的に実施し、事業のサイクル化を計画していきます。併せて、学校や幼稚園・保育園における校内外学習の機会を活用した連携について教育委員会や健康福祉部門との協議を行い、より効果的な事業についての検討をしていきます。」</p>	<p>○野洲川の河川環境に対する関心を高めるために、全市民にホームページと広報で周知して、「ごみゼロ大作戦」と題した野洲川河川敷の清掃活動を、多くの市民と協働で実施している。平成26年5月25日に実施した「ごみゼロ大作戦」では、野洲川運動公園にて148名の参加があり、120kgの廃棄物を回収することができた。 (今後取り組む予定) ●野洲川運動公園内での利用者などによる清掃活動の開催や河川環境に対する啓発看板の設置などの計画を検討する。</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見③に対する、栗東市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「野洲川運動公園には野洲川に直接ふれあえるような安全な場所はなく、公園区域境界から水際の方は占用区域外であること、危険であること等から、近づかないよう指導しています。しかし、川に直接ふれあえることはできないまでも、利用者や市民にとって自然を感じながら健康増進ができる空間としての利用を目指し、施設管理に取り組んでいきます。河川環境に対する市民の関心を高めるための取組としては、市内の5河川において生物調査を行い、市民が河川に親しみ、自然環境の大切さについて学んでもらえるような事業を実施しています。他には、「ごみゼロ大作戦」として野洲川運動公園内の清掃活動を全市民に広報などで呼びかけ、多くの市民と共に実施し、環境整備を行っています。また、野洲川運動公園利用者に対しては、自然環境の保護についての啓発看板を可能な範囲で設置したいと考えています。」</p>	<p>指摘事項③ 野洲川河川公園には野洲川に安全に降りるルートが確保されていない等、ハード面での課題を抱えているが、野洲川に隣接した自然豊かな環境の自由利用施設において、散策やジョギングなど河川空間にふれ合えることにより(市民の健康増進に寄与する)自由利用が行われている。</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見③に対する、野洲市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「野洲市では野洲市環境基本計画に基づき、家棟(やのむね)川等を環境学習の場として生物の生態調査等、河川環境に対する市民の関心を高める取組みを行っています。野洲川河川公園については野洲川に安全に降りるルートが確保されていない等、ハード面での課題を抱えています。野洲川に隣接した自然豊かな環境での活動を通して今後とも市民の健康増進に寄与する公園としての利用を考えています。」</p>	<p>○占有者による計画策定の取り組みのほか、河川管理者としても「出前講座」や河川レンジャー制度等の活用により、公園施設を利用した河川環境とふれあえる場の提供などについて、協力していきたい。</p>

区分	基本的事項 (審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川運動公園(栗東市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川河川公園(野洲市) 占用許可申請説明書(原文)	説明書に対する河川管理者の 見解、評価(3公園共通)
		<p>前回意見書意見④ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。</p>	<p>○利用のない施設は廃止している R1ミニ四駆広場 利用実績がないためかねてから廃止を検討しており、予算化できたことから実施しました 舗装撤去、川砂補充、整地をしました</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見④に対する、守山市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「①でも取り上げたミニ四駆広場については、現在利用もなく、舗装の自然化を方針とし予算要求を行いました。予算化できておりません。引き続き財政当局へ予算確保について要望を継続しつつ、年次的な直営作業も検討していきます。」</p>	<p>○今後も施設の利用者の変化の把握、利用者・市民からの意見・要望の集約を行い、施設利用のあり方と施設の統合・廃止の検討を進め、老朽化や利用者の極端な減少が顕著になれば、施設を縮小し自然化を進める。 ○入口広場にあるシェルターとブロック舗装を撤去し、山砂での埋め戻しを行った。 (今後取り組む予定) ●今後も施設の利用者の変化の把握、利用者・市民からの意見・要望の集約を行い、施設利用のあり方と施設の統合・廃止の検討を進め、過剰な施設がある場合や、老朽化や利用者の極端な減少が顕著になれば、施設を撤去して縮小する。</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見④に対する、栗東市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「使用されていない施設については①のとおり撤去しました。」</p>	<p>指摘事項④ 第4工区の構造物(シェルター)を1基撤去した。引き続き、第2工区の構造物(シェルター)の一部撤去を検討している。</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見④に対する、野洲市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「第二工区及び第四工期については利用者の少なくなっている構造物(シェルター)があるため、老朽化の際に一部撤去を検討しています。」</p>	<p>○適宜、利用がない施設の廃止や老朽化した工作物の撤去が行われている。</p> <p>○占用範囲内の樹木や工作物等について、治水上の支障(著しい河積阻害となる等)や占用の基準等に適合しないなどの支障が生じた場合は、是正や除却等の措置を求める。</p>
		<p>前回意見書意見⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。</p>	<p>○守山市緑の少年団の野洲川河川学習会において以下の取組みをしています ・野洲川を含めた写生(立入河川公園において実施)</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見⑤に対する、守山市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「緑化推進の活動において、課内で事務局を持っている緑の少年団の活動を活用し、河川の水辺観察(河川の成り立ちや生き物観察)や写生会等の活動を市内に3か所ある河川公園において年次的に実施し、事業のサイクル化を計画しています。併せて、学校や幼稚園・保育園における校内外学習の機会を活用した連携について教育委員会や健康福祉部門との協議を行い、より効果的な事業についての検討をしていきます。※昨年は野洲川川田河川公園で実施し、今年度は野洲川立入河川公園で実施予定。」</p>	<p>○野洲川運動公園の地形を利用して野洲川沿いを駆け抜けるクロスカントリー競技では、野洲川と三上山を背景に駆け抜けることができる人気の競技で、老若男女多数の参加者がある。 ○管理用道路を通して三上山の眺めを拝める等、野洲川の自然や生物を感じ河川空間と親しめる工夫をしている。 (今後取り組む予定) ●野洲川とのふれあい、自然、景観の体験ができる工夫を検討する。</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見⑤に対する、栗東市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「本市の公園からは本川にアプローチできるような場所はなく、危険であるため直接川とふれあうことは難しいですが、③でも述べた取組を進めたいと考えています。」</p>	<p>指摘事項⑤ 野洲川河川公園には野洲川に安全に降りるルートが確保されていない等、ハード面での課題を抱えているため、同じ野洲川の下流地区(北流側帯)にて市民団体と共同し環境学習の場を持っている。</p> <p>【参考】平成28年2月10日付け意見書の意見⑤に対する、野洲市中間報告(H29、第51回委員会で報告)の記載内容</p> <p>「野洲市では野洲市環境基本計画に基づき、家棟(やのむね)川等を環境学習の場として生物の生態調査等、河川環境に対する市民の関心を高める取組を行っています。野洲川河川公園については野洲川に安全に降りるルートが確保されていない等、ハード面での課題を抱えています。野洲川に隣接自然豊かな環境での活動を通して今後とも市民の健康増進に寄与する公園としての利用を考えています。」</p>	<p>○上記「A-3、③」と同様、河川管理者としても河川空間と親しめる工夫について協力していきたい。</p>
		<p>前回意見書意見⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと</p>	<p>○第51回委員会で報告済みです</p>	-	-	<p>(平成29年開催の第51回委員会において、中間報告済み)</p>

区分	基本的事項	(審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川運動公園(栗東市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川河川公園(野洲市) 占用許可申請説明書(原文)	説明書に対する河川管理者の 見解、評価(3公園共通)
区分B 【占用施設の 計画と設置 理由の検証】	B-1 占用に係る事 業計画の概 要、占用の必 要性、経緯	(占用の概要)	B-1-1(1) 占用施設の概要	<p>占用面積 100,768.77㎡</p> <p>主な施設 駐車場(下流)、グラウンドゴルフ場、バスケットコート 駐車場(中流)、芝生広場、クレイ広場、駐車場(上流) 自由広場</p> <p>平成3年許可より順次整備 平成6年「明日の野洲川を考える懇談会」開催 今後の整備の基本方針が提言された 平成7年9月「住民意識調査」実施 野洲川は自然、歴史、文化、憩い、スポーツ、魚釣り等、「身近な自然と利用の場」との認識が大きい 利用形態は「自然を利用したレクリエーション活動」「スポーツ利用」の要望が多く寄せられた 平成10年3月「野洲川ふるさとの川整備計画」(近畿地方整備局、守山市、栗東町、野洲町)が策定 野洲川改修で残された河畔林を取り込んだ公園として整備 平成10年5月にグラウンドゴルフ場、駐車場 平成11年1月にグラウンドゴルフ場、バスケットコート、駐車場 平成12年11月に多目的広場 平成14年4月に駐車場、遊具広場を整備</p>	<p>○野洲川運動公園は、河川保全利用委員会の基本理念に掲げられた「川でなければならぬ利用、川に生かされた利用」を尊重しつつ、河川敷利用の基本方針に準じて整備・管理しており、市街化が進む栗東市において琵琶湖に注ぐ近江最大の河川である野洲川の自然環境を活かし、多くの市民が気軽に自然を感じるとともに、心身を育むスポーツを享受できる運動公園として利用されている。</p>	<p>昭和46年に始まった野洲川河川改修工事で、広大な高水敷が築造されることとなった。河川改修以前の野洲川では、川を愛し、川に親しむ気持ちが薄れ、河川敷は雑草が生い茂り雑木が林となり、川がゴミ捨て場と化す状態にあった。そこで、この高水敷を町民(当時野洲町)が利用することで、人と川とのつながりを取り戻し、美しい野洲川を後世に伝え残そうという気運が高まり、昭和56年度に野洲町の最重要施策として運動公園整備を実施し、昭和61年度に野洲川河川公園が完成した。</p> <p>陸域では代替できない広大な敷地と自然とのふれあいが可能なスポーツ・レクリエーション施設として、市民のみならず、広い範囲からの来園される利用者に「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を提供するためにも必要であると考えている。</p>	— (事実関係の記載のため、河川管理者としての見解等は特になし)
		(占用の経緯)	B-1-1(2) 占用の経緯	(※占用の経緯一覧表は、記載省略(占用許可申請説明書のとおり))	(※占用の経緯一覧表は、記載省略(占用許可申請説明書のとおり))	<p>①昭和57年2月3日に許可を取得し、現在までの利用期間は38年になる。</p> <p>②平成24年5月10日の継続許可後、平成26年3月17日許可でグラウンドゴルフ場を16ホールから24ホールに増加。</p> <p>③平成25年11月15日(国近整琵琶調河占第29号)に許可を取得し、陸上競技場横に車イス対応移動式トイレ利用者のためのトイレスロープを設置した。</p> <p>④平成26年3月17日(国近整琵琶調河占第92号)に許可を取得し、「自由広場」について、名称を「グラウンドゴルフ場」と変更した。</p> <p>(※占用の経緯一覧表は、記載省略(占用許可申請説明書のとおり))</p>	— (事実関係の記載のため、河川管理者としての見解等は特になし)
		●堤内地で代替 できない施設か	B-1-1(3) 堤内地での代替可能性(堤内地での 代替が困難な根拠、理由等)	<p>○近隣の路線価格は75,150円/㎡であり、運動施設面積31,000㎡の取得には約23.3億円必要かつ市街化が進んでいることからまとまった広大な敷地がないことから財政上および土地の状況より困難です 近隣(堤内側)は市街化区域の「工業地域」「1種住居地域」「1種低層住専地域」です</p>	<p>○施設の代替用地の取得についての検討は、施設利用者の来場範囲を施設中心から3kmに設定して検討したが、この範囲の大部分が農業振興地域の農用地区域内の農地(青地)であることから、農地転用は困難であると栗東市農業委員会事務局から回答を得ており、代替地を農地に求めることは困難である。</p> <p>○農地以外で用地を確保する場合は、近隣の路線価格が1㎡あたり26,000～34,000円程度であり、同程度の用地を取得しようとするには平均額を乗じ約31億円必要となり、以上のことから、用地取得は財政上の問題から難しい。</p> <p>○3km範囲内の公共施設(都市公園と学校)を選定して、個別施設の代替可能性を検討したが、範囲内に含まれる公共施設は、都市公園が1箇所、小学校が3箇所、中学校が1箇所であり、野洲川運動公園の陸上競技場は市内唯一の陸上競技連盟公認(全天候型第4種)であり代替可能な公共施設はなく、「代替地の確保」は無理と判断した。</p> <p>○野洲川運動公園のテニスコートは砂入り人工芝であり同等のコートは近隣の公共施設にはない。山土砂を締め固めたテニスコートが中学校にあるため利用の可能性を検討したが、平日の授業時間中は一般人の校内への立ち入りは禁止しており、放課後や休日も部活動で使用しているため、一般人の利用は困難であり「代替地の確保」は困難と判断した。</p> <p>○ソフトボール場とグラウンドゴルフ場は、近隣の公共施設にはない。ソフトボールやグラウンドゴルフができる広い用地として広場や運動場があり、小・中学校の運動場については利用の可能性を検討したが、平日の授業時間中は一般人の校内への立ち入りは禁止されており、放課後や休日も部活動や地域のスポーツ少年団が使用しているため、一般人の利用は限られており「代替地の確保」は困難と判断した。</p> <p>○近隣の都市公園については、主として散策や憩いの場として利用されており、自由利用が原則の公園によるソフトボールは、飛球による事故を防止するため禁止するべきであり、グラウンドゴルフの利用にあっては、近年のグラウンドゴルフ人気の上昇により、参加者による調整が図られているものの公園施設利用は飽和気味であり、また一般公園利用者から広場の独占的使用による意見も寄せられている状況のため「代替地の確保」は困難と判断した。</p> <p>○隣接した野洲市、守山市との公園施設の共同利用を進める段階で施設の利用実態と利用者意見・要望から、共有化ならびに縮小の検討を継続していく予定である。</p>	<p>●芝生広場、健康広場、園路では、散策やジョギング等を通じて河川空間とふれあうことができ、利用者や市民にとって野洲川の自然や景観を感じながら健康増進ができる代替えは、堤内地でできない。</p> <p>●施設は、数多くの人々に利用されていることにより、継続した河川敷利用が必要である。</p> <p>●施設の代替用地を堤内地で検討したが、施設周辺は農用地に指定されているため、農地転用が困難により代替用地の取得が困難である。</p>	○公園のうち、特定目的施設(運動施設)は堤内地で代替できないとはいえないが、各公園とも、多数の利用者があり多様な利用がされていること、地域等から存続等の強い要望があること、公園として河川占用することで治水、管理、防災に寄与すること、などの理由から、一定の必要性があると考えられる。
		●占用に係る事業 計画は、防災 計画や地域計画 等に位置付け られているか	B-1-1(4) 地域計画(地域防災計画、総合計 画、都市計画マスタープラン等)に おける施設の位置付け	<p>○地域防災計画には位置づけはありません ○守山市第5次総合計画において公園機能の充実、整備等が謳われています。 ○守山市都市計画マスタープランには位置づけはありません</p>	<p>○野洲川運動公園は、栗東市のまちづくりの方針である「スポーツを通じて豊かなスポーツライフを送れる社会の実現と健康で豊かな生涯スポーツのまちづくり」の一環として整備してきた。</p> <p>○昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定し、都市公園として昭和48年11月に占用許可を得て設置し、現在まで47年間にわたり都市計画公園としての重要な機能を果たしている。</p>	<p>●施設は、野洲市地域防災計画により、「地震」「土砂災害」時の指定緊急避難場所に指定されている。</p> <p>●施設は、都市計画マスタープランにより、その他公園に位置づけられている。</p> <p>●施設は、滋賀県都市計画により、野洲川緑地として都市計画決定されている。</p>	— (事実関係の記載のため、河川管理者としての見解等は特になし)
B-2 現許可内容から の変更計画	●施設の変更内 容や変更理由は 適切か	B-2-1(1) 施設の変更内容	<p>○R1にミニ四駆広場を撤去しました 利用実態がないため自然化の観点よりかねてから撤去予定であり予算化ができたことから撤去しました</p>	<p>平成27年5月8日付け26国近整琵琶調河占第83号許可を得て、自然環境の復元を目的にロールプレイングフィールド撤去し芝グラウンドを改良した。</p> <p>○平成29年3月1日付け国近整琵琶調河占第110号許可を得て、一部施設「自然化」の方向で劣化した施設(ブロック舗装及びシェルター)を撤去した。</p> <p>○令和元年6月12日付け国近整琵琶調河占第10号許可を得て、施設の老朽化に伴う更新として陸上競技トラックを改修(ウレタン舗装・砲丸サークル等更新、棒高跳施設改修等)した。</p>	<p>●令和元年8月 シェルター1基撤去</p> <p>●施設内のシェルターの老朽化が進行し、安全・快適な利用が困難となったため、令和元年に撤去した。</p>	○老朽化に伴う撤去や利用がない施設の廃止、または従来の公園の目的や利用状況等に影響を及ぼさない改修であり、問題はないと考える。	
		B-2-2(2) 変更の理由及び妥当性					

区分	基本的事項 (審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川運動公園(栗東市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川河川公園(野洲市) 占用許可申請説明書(原文)	説明書に対する河川管理者の 見解、評価(3公園共通)
区分C 【占用施設の 利用計画 と利用者等 からの検証】	C-1 施設配置計画	●施設配置計画は流域住民等の意向を反映しているか C-1-1 (1) 地域住民の理解を得る方法(又は得た方法)	○「明日の野洲川を考える懇談会」「住民意識調査」等を実施し公園の整備、運営に市民が入れる仕組みにすることで理解を得ています	○野洲川運動公園の整備に際しては、流域住民や施設利用者からの意見を収集して計画内容に反映し、議会の承認を得て整備した。 ○野洲川運動公園の年間利用計画の策定に当たり、前年度に施設利用者や団体から新年度利用計画を文書にて提出していただき、市や指定管理者のホームページ等にて告知し、提出後に調整会議で反映している。 ○市民からの意見は、ホームページ等で随時受け付けており、また、市民サービスの向上を図るため、指定管理者による外部評価も実施している。	●本公園に関して、電話や市長への手紙、メール、要望書などで地域の意見や要望を受けており、設置から38年が経過したが、これまで公園の存続を望む意見が多く、市民の理解が得られていると判断している。	○多数の利用や存続要望があることから、地域の理解が得られていると判断できる。
	C-2 施設の維持修繕計画、管理体制	●施設の維持管理計画や管理体制等は適正か C-2-1 (1) 施設の管理計画、管理体制等	○シルバー人材センターに委託し、日常的な見回りをしています ○占用的利用は届け出が必要であり不適切な利用を防止しています ○有料施設の受付業務を文化体育振興事業団に委託しています	平常時における施設の管理計画、管理体制等は、「A-2-(3)基本方針(3)、②利用者の安全に配慮した取り組み」のとおり。	●平常時における施設の管理計画、管理体制等は、「A-2-(3)基本方針(3)、②利用者の安全に配慮した取り組み」のとおり。	○管理方法について、特に問題はない。 (※「A-2-(3)基本方針(3)関係、②利用者の安全に配慮した取り組み」と同様。)
		C-2-2 (2) トイレ等便益施設の確保と適正な維持管理の方法	○駐車場3箇所にトイレを設置しています。シルバー人材センターに清掃を委託しています。 ○東屋やベンチを設置しています。シルバー人材センターに日常の目視点検を委託しています。災害時には、撤去できる設計となっており、治水に配慮しています。 ○ごみ箱を設置しないことにより家庭ごみの持ち込みを防止しています。やむなく放置されたごみについては、シルバー人材センターに清掃を委託しており、適切に処分しています。	○野洲川運動公園内には施設の規模に応じて必要となるトイレ、休憩施設などの便益施設の規模を想定し、必要数を整備している。また、施設整備を必要最小限に止めるため、トイレなどの施設は平常時利用を対象とし、イベント時や利用のピークとなる連休時などは仮設施設で対応するなどの工夫を行っている。 ○トイレの利用者に不快感を与えないように適正に維持管理しており、週二回の清掃を実施している。 ○ゴミは、利用者の持ち帰りを徹底して指導しており、看板による注意喚起を促すほか、ごみ箱を設置しないことにより家庭ごみの持ち込みを防止している。また、やむなく放置されたごみについては、指定管理者が拾い集め、適正に処分しています。	●施設整備を必要最小限に止めるため、トイレは平常時利用を対象としている。イベント等利用の集中が想定される場合は、仮設トイレで対応するなどの工夫を行っている。 ●トイレは、指定管理者のもと利用に合わせて清掃するなど、適切に施設管理を実施している。	○適正に維持管理されている。
	C-3 施設利用方法	●だれもが広く利用できる施設か C-3-1 (1) 近隣に既存類似施設がある場合における共同利用の取り組み	○野洲市、栗東市が運営する河川公園があります 意見書にある自然化に伴う共有化、縮小、廃止等の調整会議を継続して実施しております どの施設も利用者は飽和状態であり自然化の実施は困難との結果です ○共同利用について、利用者は市域を超え自由に利用されていると思われるため、既に(共同利用が)できていると思われ ○利用者が集中して多いのでなんとかしてほしいとの苦情・要望等はありません	○野洲市、守山市、栗東市の三市で「野洲川河川敷利用検討会」を設け、野洲川河川敷に設置した運動施設の共同利用の調整会議を行い、その成果として三市の公園施設を掲載した「野洲川河川敷共同利用マップ」を作成し、その後も共同利用についての調整協議を継続している。 ○なお現在のところ、3市で共同利用に関する具体的な案は出されていない。	●野洲市、守山市、栗東市において「野洲川河川敷利用検討会」を設置し、野洲川河川公園、野洲川立入河川公園、野洲川運動公園の共同利用について継続的に協議を行っている。 ●検討会は毎年開催されている。利用者からの要望があればその都度、3市間で共同利用に関する調整は可能。(また利用者は地元の河川公園を利用すると思われるが、大会など大きな催しをする中で、場所が足りない場合には、他の近隣施設を案内しており、実質は共同利用に近い実態もあります) ●近隣の公園の利用料金は、野洲市都市公園条例に基づき、野洲市民のほか草津市、守山市、栗東市の市民が協調して利用できるように同一使用料金を採用している。(利用料金に対する苦情は特に出していない) ●近隣の立入河川公園(守山市)、運動公園(栗東市)が類似施設となる。	○共同利用に係る調整について、共有化に向けた取り組みの継続を望みたい。 (※「A-3、②河川敷に設置された他市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。」と同様。)
C-4 施設利用状況	●占用施設の利用状況を把握しているか C-4-1 (1) 占用施設の利用者数を把握する方法	○日常的な利用はシルバー人材センターへの管理委託による見回りで把握しています ○イベント等の占用的な利用は申請書により把握しています	○野洲川運動公園の有料施設の年間利用者数は、利用受付時に利用者数を把握しており、平成29年度が98,159人、平成30年度が97,217人、令和1年度が66,584人(陸上競技場工事期間4月15日～8月30日)であった。 ○有料施設以外利用状況については、高水敷の散歩や散策、ジョギングなどする人々が見受けられるが、数字としては統計は取っていない。	●施設の利用者数は、指定管理者が毎月の申込の記録をもとに集計して把握している。(個人利用は集計対象外。団体で事務所に報告があった場合はカウントしている)	○自由利用の利用者数の把握について、管理委託や指定管理制度を活用した取り組みを望む。	
		C-4-2 (2) 施設利用に関する要望及び維持管理等への反映	要望はありません	○野洲川運動公園が属する葉山学区でのまちづくり懇談会では、野洲川運動公園のスポーツ施設を更に拡充して欲しいという意見が多数出ている。 ○今後も、利用検討会では、施設の利用者の変化の把握、利用者・市民からの意見・要望の集約を行い、施設利用のあり方と施設の統合・廃止の検討を進めていきたいと考えています。	○施設内に雑草が繁茂しているので草を刈ってほしいとの要望があり、指定管理により気象状況に合わせ、繁茂期である4月中旬～11月上旬は区域を分けて雨天日を除くほぼ毎日行っている除草作業により対応した。 ●除草に関する要望は度々あり、直近では、令和2年11月の市長へのメールで要望を受けている。	○適正に対応されている。

区分	基本的事項	(審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川運動公園(栗東市) 占用許可申請説明書(原文)	野洲川河川公園(野洲市) 占用許可申請説明書(原文)	説明書に対する河川管理者の 見解、評価(3公園共通)
区分D 【環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証】	D-1 環境・景観への影響に対する配慮	●施設の整備・管理に伴い、占用区域とその周辺の自然生態系、自然環境、生活環境に与える影響は軽微か	D-1-1(1) 施設及び周辺の環境の現状と規制内容	①施設及び周辺の環境(自然生態系、自然・生活環境)の現状 ○既存樹木を公園に取り込み整備しましたが、既存樹木は存命しています ○公園整備による自然生態系等にかかわる懸念や苦情はありません ○放置しておくことで自然回復しそうなほど既存植物の種子等が占用区域内で繁茂しています ○野洲栗東BPAアセスメント調査報告資料(H30)より占用区域・周辺における重要種・外来種の分布状況について確認しています。 (重要種・動物)カワセミ・オオヨシキリ・チョウゲンボウ・トノサマガエル・スゴモロコ・ニシマドジョウ・アユ (外来種・動物)ミシシッピアカミミガメ・オヤニラミ (重要種・植物)タコノアシ・カワラハハコ (外来種・植物)オオカワヂシャ・オオキンケイギク・アレチウリ	○国が実施している「水辺の国勢調査」により、占用区域および周辺において確認しています。 【重要種(鳥類)】カイツブリ、オオタカ、カワセミ等が確認され豊かな生態系を有している。 【外来種(鳥類)】調査の結果、確認されていない。 ※鳥類以外の動物および植物については、H27年度以降「水辺の国勢調査」が占用区域周辺で実施されていないため不明。	○国交省の既存資料(国道8号バイパス工事関係)を確認した結果、施設の近隣に、生物では、オオヨシキリ、イカルチドリ、ノスリ、コシアカツバメ、ミサゴ、イソシギ、ニホンスッポン、オオガサズシマドジョウ、モツゴ、ナマズ、アユ、ギギ、ムギツク、スゴモロコ、アカザ、ビワマスなど、植物ではカワラハハコ、カワヂシャなどの重要種、希少種の生息が確認できる。また、ウシガエル、オオクチバス、ブルーギル、コクチバス、オヤニラミなどの外来種の生息が確認できる。	○環境に悪影響を与える構造物や発生源はなく、自然環境に一定の配慮をした維持管理が行われており、環境への影響は小さいと考える。 (※特定外来生物の対応は、「A-3、前回意見書意見①」と同様。)
			D-1-1(2) 施設が周辺の環境(自然生態系、自然・生活環境)に係る現行の規制内容	○環境に関する特別な法規制の設定はありません。	○野洲川運動公園には、環境面の特別な法的規制はかかっておらず、全国共通の環境基準や文化財保護法に基づく天然記念物の保全、野生動物種の保存に関する法律に基づく希少野生動物種の保全などが必要である。 ○野洲川運動公園の整備・利用に際しては、整備区域に生息・生育する重要種の保全や近隣の住宅地に配慮した騒音の防止、野洲川の水质に影響を与えない利用・管理方法などに配慮することが必要である	○占用区域やその周辺において、環境に関する特別な法的規制は設定されていない。	
			D-1-1(2) 施設が周辺の環境(自然生態系、自然・生活環境)に与える影響(又は影響予測)	○施設の維持管理において除草剤や殺虫剤等は使用していません。またトイレは、汲み取り式で定期的な汲み取りし、悪臭を拡散させないように適切に管理しています。これらの生態系や自然環境・生活環境に配慮した取組を進めており、影響はありません	○野洲川運動公園の施設、並びに、施設の管理は、占用区域とその周辺の大気質・河川水質・底質・土壌・地下水に悪影響を与える発生源にはならない。 ○施設の維持管理では除草剤や殺虫剤等は使用していない。 ○野洲川運動公園の施設は、騒音や震動を発生させるものでなく占用区域とその周辺への騒音・震動の発生源にはならない。利用者の歓声はあるが、近隣住民からの苦情はない。 ○野洲川運動公園の施設には、汲み取り式の可搬式トイレがあるが、悪臭を拡散させないように適切に管理している。 ○野洲川運動公園の施設は、騒音や震動を発生させるものでなく占用区域とその周辺への騒音・震動の発生源にはならない。利用者の歓声はあるが、近隣住民からの苦情はない。 ○管理作業車は、常時は境内地にある野洲川体育館の駐車場に駐車しており、管理作業に際しては極力高水敷作業道を通行せずに、原則、堤防天端道路を通行することとしている。やむなく高水敷作業道を通行する場合は、自然への影響を配慮し低速で走行している。	○施設には、大気質・水質汚濁・地下水汚染・土壌汚染に影響を与える発生源となる構造物はない。 ○施設には、悪臭・騒音・振動を発生させる構造物はない。 ○今後は、施設の増築や拡大、地形改変を伴う計画はなく、生態系に与える新たな影響は生じない。	
			D-1-1(3) 景観の現状と規制内容	○占用区域内の樹木の密集がなくなり、見通しがよくなり野洲川に親しみやすい景観となっています。 ○景観に関する特別な法規制の設定はありません。 ○守山市景観条例により市、市民および事業者は、比良・比叡の山並みおよび三上山の眺望を確保しつつ、琵琶湖、野洲川および田園の風景を保全し、ならびにホテルが舞う緑豊かな市街地景観を創出する等、三者が協働し、守山市固有の景観を守り、育て、創り、市民が誇りと愛着を持てる「のどかな田園都市」に相応しい景観形成を推進しています	○野洲川運動公園は、昭和47年に都市計画決定し、設置から40有余年の歳月の経過を経て、適切な維持管理と市民による利用促進に継続して取り組んできた結果、今日では、公園施設や川畔林(松林)と野洲川の風景とが一体となって市民に安らぎを与える良好な景観施設になっています。	○施設周辺は、野洲市景観計画において、一般地区に位置付けられている。 ○樹木が密集せず、見通しが良くなり、河川空間に親しみやすい状況である。	○運動施設としての規格や目的上、芝等で対応が困難な部分があるが、殆どの部分が芝状の広場で、必要最小限の工作物で構成されているため、景観上著しい支障とはならないと考える。
			D-1-1(4) 施設が景観に与える影響(又は影響予測)	○占用区域の整備範囲を必要最低限としており、工作物等にも配慮し、琵琶湖河川事務所とも協議の上、整備しているため景観に与える影響は最小限に留めており(影響は)軽微であると考えます。また守山市景観条例に従い本公園は規制を満足しております	○野洲川運動公園の植栽は、自然樹林地の松林と占用区域に植栽した低木等によって構成されており、これらが周辺景観に及ぼす影響は軽微である。 ○野洲川運動公園の施設は、整備後の長い年月をかけて、周辺の風景や地域の風土・文化と共存しており、今では、施設そのものが地域の心象景観に溶け込んでいる。	○施設は、大部分が芝生広場で、数本の植栽(高木、低木)や必要最小限の構造物で構成されているため、周辺景観に及ぼす影響は軽微である。	
			●治水上の支障が生じない施設整備、利用形態か	D-1-1(5) 施設が治水上の支障となる可能性	「A-2-(1)基本方針(1)、②治水に資する取り組み」及び「A-2-(3)基本方針(3)、①治水上の安全に配慮した取り組み」のとおり。	「A-2-(1)基本方針(1)関係、②治水に資する取り組み」及び「A-2-(3)基本方針(3) 関係、①治水上の安全に配慮した取り組み」のとおり。	●「A-2-(1)基本方針(1)関係、②治水に資する取り組み」及び「A-2-(3)基本方針(3)関係、①治水上の安全に配慮した取り組み」のとおり。
●利水上の支障が生じない施設整備、利用形態か	D-1-1(6) 施設が利水上の支障となる可能性	○占用区域とその周辺の河川水質・底質・地下水・河川伏流水に影響を与える施設はなく、維持管理で除草剤や殺虫剤等は使用してません。	○野洲川運動公園には、占用区域とその周辺の河川水質・底質・地下水・河川伏流水に影響を与える施設はない。また、維持管理で除草剤や殺虫剤等は使用していない。	●施設の近隣には、利水のための取水施設が整備されておらず、利水上の影響は生じない。	○既存の利水(水利使用)への支障は生じない。 (※「A-2-(1)基本方針(1)関係、④利水に資する取り組み」と同様。)		

前回(平成27年)委員会における意見等(審査表より抜粋) 【野洲川立入河川公園(守山市)】、【野洲川運動公園(栗東市)】、【野洲川河川公園(野洲市)】

(凡例) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項

区分	基本的事項	(審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)	野洲川運動公園(栗東市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)	野洲川河川公園(野洲市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)
区分A 【基本理念と基本方針等の検証】	A-1 基本理念に対する満足状況	●基本理念(案-2)の内容を満足しているか	A-1-(1) 施設に対する地域住民や自治体からのニーズ	(A11基本理念) 基本理念の内容を満足していない。(後略) (B11必要理由) 河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えない。(後略) (C34河川愛護保護活動) 利用者による河川清掃等保護活動は行われていない。立入が丘小学校が環境学習を行っている。	(A11基本理念)【同左】 (B11必要理由)【同左】 (C34河川愛護保護活動) 利用者による河川清掃活動は行われている。河川清掃等保護活動について、指定管理者の取り組み活動としても検討されたい。	(A11基本理念)【同左】 (B11必要理由) 前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えない。(後略) (C34河川愛護保護活動) 利用者による河川清掃等保護活動は行われていない。指定管理者の取り組み活動としても検討されたい。
			A-1-(2) 施設における多様な利用状況	<p>【参考】淀川水系河川整備計画(H21.3.31)抜粋 (p90、「4.5.2(6)川らしい河川敷の利用(抄)」)</p> <p>(6)川らしい河川敷の利用 河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。 ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に配慮しながら検討を進めることとする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があることをふまえ、また、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断することとする。</p> <p>【参考】基本理念(案-1) 川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境にも育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。 こうした認識の下で、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。</p> <p>【参考】基本理念(案-2) 川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、人々が利用する場であり、地域固有の風土・文化を形成してきた場である。それを将来にわたって保全していくためには、住民や自治体が、地域の特性や実情に応じた手法で、川を守るという人と川とのつながりを構築していくことが求められる。 そのために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体からのニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようとする。環境学習を推進する場等の観点を含めて利用を推進する。以上を河川敷利用の基本理念とする。</p>		
	A-2 基本方針に対する満足状況	●基本方針の6項目を満足しているか	A-2-(1) 基本方針(1)関係	①河川環境の保全、修復に資する取り組み (C15維持管理) 適正である。	【同左】	【同左】
				②治水に資する取り組み (D21治水) (河川管理者の審査項目として設定している。) (D22-1構造物) 構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	【同左】	【同左】
				③河川管理に資する取り組み	-	-
				④利水に資する取り組み (D31利水計画) (河川管理者の審査項目として設定している。) (D32利水への影響) 利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	【同左】	【同左】
				⑤利用に資する取り組み (C24利用者対応) 定めている。(業務委託を行っている) (C15維持管理) 適正である。	(C24利用者対応) 定めている。(指定管理を行っている) (C15維持管理)【同左】	(C24利用者対応) 定めている。(指定管理を行っている) (C15維持管理)【同左】
			A-2-(2) 基本方針(2)関係	①誰もが川とふれあえる状況 (B41公共性) 排他・独占的ではない。	【同左】	【同左】
			A-2-(3) 基本方針(3)関係	①治水上の安全に配慮した取り組み (D22-2構造物流失) 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。 (D22-3構造物撤去) 実施されている。	【同左】	【同左】
				②利用者の安全に配慮した取り組み (C15維持管理) 適正である。 (C17構造物の安全) 定期点検は実施されている。 (C13施設管理) 特に問題はない。 (C24利用者対応) 定めている。(業務委託を行っている) (B32施設の安全) 施設の安全対策は講じられているが、川の危険箇所や、高水時における冠水の危険性についても周知を行い、利用者がそれらを意識できるようにすべきである。	(C15維持管理)【同左】 (C17構造物の安全)【同左】 (C13施設管理)【同左】 (C24利用者対応) 定めている。(指定管理を行っている) (B32施設の安全)【同左】	(C15維持管理)【同左】 (C17構造物の安全)【同左】 (C13施設管理)【同左】 (C24利用者対応) 定めている。(指定管理を行っている) (B32施設の安全)【同左】

【参考】基本方針(1)
自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。

【参考】基本方針(1)'
自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。

基本方針(2)
誰もが河川と容易にふれあえるものとする。

【参考】基本方針(3)
利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

区分	基本的事項	(審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)	野洲川運動公園(栗東市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)	野洲川河川公園(野洲市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)	
【参考】基本方針(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の状態への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をすすめるものとする。	【参考】基本方針(5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。	【参考】基本方針(6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。	A-2-(4) 基本方針(4)関係	①整備の整備範囲が必要最小限である根拠、理由等 (B12適正面積) 縮小できる可能性がある。	【同左】	【同左】	
			②供用前の状態への復元や整備資材の廃棄が容易となる工夫、取り組み (D16環境復元) 施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	【同左】	【同左】		
			A-2-(5) 基本方針(5)関係	①利用が競合する場合の取り組み	-	-	-
			A-2-(6) 基本方針(6)関係	①多数の人々に利用されている状況(又は多数の利用が想定される根拠)	-	-	-
			②地域住民や自治体からの、施設の存続(又は新設)要望 (B42地元の理解) 利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得よう努めるべきである。	【同左】	【同左】		
			③自然環境の保全に配慮した維持管理の取り組み (C15維持管理) 適正である。	【同左】	【同左】		
			④施設が防災機能の役割を有している根拠、理由等	-	-	-	
			A-3 前回意見を踏まえた河川管理者からの指導に対する取り組み状況	●前回意見書や委員会意見、河川管理者の指導等に真摯に取り組んでいるか	前回意見書意見① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。 (A31継続申請時の改善) (前略)「一部施設の自然化」について、特に劣化が一部見られる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、非舗装化を早急に進めるべきである。(後略) (D15生態系) (前略)また、近年、特定外来生物であるアレチウリの生育が確認されており、適切な管理が求められる。	【同左】	【同左】
			前回意見書意見② 河川敷に設置された3市(守山市、野洲市、栗東市)の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。 (C14共同利用) 共同利用に係る協議がなされている。共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。 (B21代替可能性) 設置しているスポーツ利用の施設は、堤内地で代替可能な施設である。また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。	【同左】	【同左】		
			前回意見書意見③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。 (A31継続申請時の改善) (前略)また、「川に活かされた利用の取組」について進めるべきである。(後略) (A11基本理念) (前略)また、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取組について進展がない。	(A31継続申請時の改善)【同左】 (A11基本理念)【同左】	(A31継続申請時の改善)【同左】 (A11基本理念) (前略)また、前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取組について進展がない。		
前回意見書意見④ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。 (A31継続申請時の改善) (前略)また、「利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物」の有無について、遊具や随所にある舗装等を確認されたい。 (D43植栽) (前略)また、公園に伴い設置された低木の植栽が多く、不自然または不必要なものについては取り除くことを検討すべきである。	【同左】	(A31継続申請時の改善)【同左】 (D43植栽) 公園に伴い設置された低木の植栽が多く、不自然または不必要なものについては取り除くことを検討すべきである。					
前回意見書意見⑤ 川とのふれあいに、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。 (C33川とのふれあい) 野洲川本川の水とふれあうことは難しいが、川とのふれあいは、必ずしもそれに限らない。川であることを意識できるようにすべきである。本川側は野鳥や虫等の生物を感じる事ができる場所であることも活かし、自然を体験できる空間づくりとして、本川と親しめるよう工夫すべきである。	(C33川とのふれあい) 野洲川本川の水とふれあうことは難しいが、川とのふれあいは、必ずしもそれに限らない。川であることを意識できるようにすべきである。本川側は野鳥や虫等の生物を感じる事ができる場所であることも活かし、自然を体験できる空間づくりとして、本川と親しめるよう工夫すべきである。その際、既存の護岸階段や野鳥の案内板を利用されたい。	(C33川とのふれあい) 野洲川本川の水とふれあうことは難しいが、川とのふれあいは、必ずしもそれに限らない。川であることを意識できるようにすべきである。前田樋門水路において水とふれあえる施設はあるものの、必ずしも十分ではない。本川側は野鳥や虫等の生物を感じる事ができる場所であることも活かし、自然を体験できる空間づくりとして、本川と親しめるよう工夫すべきである。					
前回意見書意見⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。	-	-					

区分	基本的事項	(審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)	野洲川運動公園(栗東市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)	野洲川河川公園(野洲市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)
区分B 【占用施設の計画と設置理由の検証】	B-1 占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯	(占用の概要)	B-1-(1) 占用施設の概要	-	-	-
		(占用の経緯)	B-1-(2) 占用の経緯	-	-	-
		●堤内地で代替できない施設か	B-1-(3) 堤内地での代替可能性(堤内地での代替が困難な根拠、理由等)	(B21代替可能性) 設置しているスポーツ利用の施設は、堤内地で代替可能な施設である。(後略)	【同左】	【同左】
		●占用に係る事業計画は、防災計画や地域計画等に位置付けられているか	B-1-(4) 地域計画(地域防災計画、総合計画、都市計画マスタープラン等)における施設の位置付け	-	-	-
B-2 現許可内容からの変更計画	●施設の変更内容や変更理由は適切か	B-2-(1) 施設の変更内容	(C12施設の変遷) グラウンドゴルフ場について、利用実態に合わせて、占用面積を追加した。また、休止中であった循環式トイレを撤去した。(後略)	(C12施設の変遷) 利用の少ないバナーゴルフ場を芝グラウンドに変更し、植栽、砂地を撤去した。	(C12施設の変遷) 利用実態に合わせて自由広場をグラウンドゴルフ場に変更した。また、トイレスロープを設置した。	
		B-2-(2) 変更の理由及び妥当性				
区分C 【占用施設の利用計画と利用者等からの検証】	C-1 施設配置計画	●施設配置計画は流域住民等の意向を反映しているか	C-1-(1) 地域住民の理解を得る方法(又は得た方法)	(B42地元の理解) 利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。	【同左】	【同左】
	C-2 施設の維持修繕計画、管理体制	●施設の維持管理計画や管理体制等は適正か	C-2-(1) 施設の管理計画、管理体制等	(C15維持管理) 適正である。 (C17建造物の安全) 定期点検は実施されている。 (C13施設管理) 特に問題はない。 (C24利用者対応) 定めている。(業務委託を行っている)	【同左】	【同左】
			C-2-(2) トイレ等便益施設の確保と適正な維持管理の方法	(C22便所) 適正に確保、維持管理できている。	【同左】	【同左】
	C-3 施設利用方法	●だれもが広く利用できる施設か	C-3-(1) 近隣に既存類似施設がある場合における共同利用の取り組み	(C14共同利用) 共同利用に係る協議がなされている。共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。	【同左】	【同左】
C-4 施設利用状況	●占用施設の利用状況を把握しているか	C-4-(1) 占用施設の利用者数を把握する方法	(C21利用状況) 平成19年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。	【同左】	【同左】	
		C-4-(2) 施設利用に関する要望及び維持管理等への反映	-	-	-	

区分	基本的事項	(審査の観点)	項目	野洲川立入河川公園(守山市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)	野洲川運動公園(栗東市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)	野洲川河川公園(野洲市)に関する 前回審査の判断(H27審査表より抜粋)	
区分D 【環境・治水・利水 を考慮した占用 施設の検証】	D-1 環境・景観への 影響に対する配 慮	●施設の整備、管 理等に伴い、占用区 域とその周辺の自 然生態系、自然環 境、生活環境に与 える影響は軽微か	D-1-1(1) 施設及び周辺の環 境の現状と規制内 容	①施設及び周辺の環境(自然 生態系、自然・生活環境)の現 状	-	-	-
			②施設及び周辺の環境(自然 生態系、自然・生活環境)に係 る現行の規制内容	-	-	-	
			D-1-1(2) 施設が周辺の環境(自然生態系、自然・生活環境) に与える影響(又は影響予測)	(D11-1大気汚染) 調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。 (D11-2水質汚濁・底質汚染) 調査はされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、 水質汚濁の影響はないと思われる。 (D11-3土壌汚染) 調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、 土壌汚染の影響はないと思われる。 (D11-4地下水) 河川の近傍で地下水の水質の調査が行われているが、流動、水位の調査は行 われていない。農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、地下水へ の影響はないと思われる。 (D11-5騒音・振動) 調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。 (D11-6悪臭) 調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。 (D12地形変化) 調査はなされていないが、影響はない。 (D13整備の影響) 生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性がある。 (D14-1陸生生物) 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。また、近年、特定外来 生物であるアレチウリの生育が確認されており、適切な管理が求められる。 (D14-2水生生物) 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。 (D15生態系) 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。利用の少ない 施設を草木にする等、縦断方向の分断を少しでも解消されたい。また、近年、特 定外来生物であるアレチウリの生育が確認されており、適切な管理が求められ る。 (D17作業車の通行影響) 駐車場、管理道路を使用しており影響は小さい。	(D11-1大気汚染)【同左】 (D11-2水質汚濁・底質汚染)【同左】 (D11-3土壌汚染)【同左】 (D11-4地下水) 調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、 地下水への影響はないと思われる。 (D11-5騒音・振動)【同左】 (D11-6悪臭)【同左】 (D12地形変化) バタ-ゴルフ場を芝グラウンドに変更したが、わずかな地形変化であり、影響は ない。 (D13整備の影響)【同左】 (D14-1陸生生物)【同左】 (D14-2水生生物)【同左】 (D15生態系)【同左】 (D17作業車の通行影響) 堤内駐車場を使用しており影響は小さい。	(D11-1大気汚染)【同左】 (D11-2水質汚濁・底質汚染)【同左】 (D11-3土壌汚染)【同左】 (D11-4地下水)【同左】 (D11-5騒音・振動)【同左】 (D11-6悪臭)【同左】 (D12地形変化) 調査はなされていないが、影響はない。 (D13整備の影響) 生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響を緩和する ための配慮がなされている。 (D14-1陸生生物)【同左】 (D14-2水生生物)【同左】 (D15生態系)【同左】 (D17作業車の通行影響) 駐車場、公園内園路を使用しており影響は小さい。	
			●占用地の整備・利 用によって、占用区 域とその周辺の景 観に与える影響は 軽微か	D-1-1(3) 景観の現状と規制内容	-	-	-
			D-1-1(4) 施設が景観に与える影響(又は影響予測)	(D41景観) 施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっ ていない。	【同左】	【同左】	
			●治水上の支障が 生じない施設整備、 利用形態か	D-1-1(5) 施設が治水上の支障となる可能性	(D21治水) (河川管理者の審査項目として設定している。) (D22-1構造物) 構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	【同左】	【同左】
			●利水上の支障が 生じない施設整備、 利用形態か	D-1-1(6) 施設が利水上の支障となる可能性	((D31利水計画)) (河川管理者の審査項目として設定している。) (D32利水への影響) 利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存 の水利使用に影響を与えない。	【同左】	【同左】

審査結果一覧表 【野洲川立入河川公園(守山市)、野洲川運動公園(栗東市)、野洲川河川公園(野洲市) 共通】

基本方針	占用許可申請説明書に対する河川管理者の見解・評価 (※「資料-6、A-2 基本方針に対する満足状況」の、「説明書に対する河川管理者の見解、評価(3公園共通)」欄と、同じ内容を記載しています。)	備 考
(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。 (1) 自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。	○現状の河川環境に悪影響を与えないよう、一定の配慮をした維持管理を行っている。 ○公園施設内の工作物は治水上支障がない構造であり、問題はない。 ○河川管理に資する取り組みが行われている。 ○既存の利水(水利使用)への支障は生じない。 ○秩序ある公園利用の維持に資する取り組みが行われている。	資料-6、A-2-(1)と同じ内容を記載。
(2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。	○特定個人や特定団体による排他独占的な利用ではなく、だれもが利用可能である。	資料-6、A-2-(2)と同じ内容を記載。
(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。	○治水上の安全に配慮した取り組みがされている。 ○高水時における危険性の周知について、河川管理者や各自治体(占有者含む)などで構成される「地域安全協議会」を設立し、平常時における水防災の意識付け(「水防災意識社会の再構築」)などに取り組んでいる。	資料-6、A-2-(3)と同じ内容を記載。
(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の状態への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。	○多くの利用者の利用に見合った規模であり、特別過度なものではないと考える。 ○公園として河川敷占用することで、治水、管理、防災に寄与することから、必要性が認められる。 ○撤去が著しく困難な構造物はなく、供用前の状態への復元は容易である。	資料-6、A-2-(4)と同じ内容を記載。
(5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。	○各公園ごとに、利用が競合しないよう調整できる取り組みがある。	資料-6、A-2-(5)と同じ内容を記載。
(6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。	○数多くの利用者の利用がある。 ○地域や自治体等から存続の強い要望があると判断できる。 ○現状の河川環境に悪影響を与えないよう、一定の配慮をした取り組みが認められる。 ○施設は、防災機能の一助を担っていると認められる。	資料-6、A-2-(6)と同じ内容を記載。

審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点番号	件名	許可受ける	場所	占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	地点番号	件名	許可受ける	場所	占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設		
①	野洲川 中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	令和2年12月1日 ～令和7年11月30日	令和7年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑地の広場	⑤	野洲川 立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏 川原～立入町川原	左岸	100,768.77	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和2年度	散策広場、クレイ広場、 芝生広場、バスケットコート、 グラウンドゴルフ場、グラウンド
②	野洲川 改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	平成31年4月1日 ～令和6年3月31日	令和5年度	サッカー場 グラウンドゴルフ場 多目的広場	⑥	野洲川 河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲 市三上地先	右岸	139,181.10	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和2年度	芝生広場、多目的運動場、 野球場、陸上競技場、 テニスコート、ゲートボール場、 グラウンドゴルフ場、健康広場
③	野洲川 川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	平成30年10月1日 ～令和3年9月30日	令和3年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川 運動公園	栗東市	栗東市出庭 字外川原付近	左岸	34,794.36	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和2年度	グラウンドゴルフ場、芝生広 場、 テニスコート、ソフトボール場、 多目的広場、陸上競技場
④	野洲川 ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本地 先～野洲市野洲字坂田 地先	左岸	76,362.11	令和2年10月1日 ～令和7年9月30日	令和7年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場	※⑤⑥⑦に関しては令和元年度末に1年間の更新許可を行い、占用許可期間は令和3年3月31日まで、期間満了年度は令和2年度となります。								

